（元）社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者選定における公募型プロポーザル実施要領

（令和7年6月2日告示乙第27号）

1．目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、（元）社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者募集要項（令和7年告示乙第26号。以下「募集要項」という。）の事業者を選定する場合の手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

2．業務の名称等

（1）業務の名称

（元）社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業の提案

（2）業務の内容

別紙の募集要項を参照のこと。

（3）契約期間

契約の締結の日から10年以内。ただし、5年を下回ってはならない。

3．プロポーザルへの参加資格

プロポーザルへの参加資格は、次の各号の要件の全てに該当する個人、法人及び法人に属する団体等並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる事業協同組合等とする。

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（3）宗教活動・政治活動のために利用しようとする者でないこと。

（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供する者でないこと。

（5）津久見市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）に基づく排除措置を受けている者でないこと。

（6）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用に供する者でないこと。

（7）国税、都道府県民税及び市町村民税を滞納している者でないこと。

(8)原則として、令和8年3月31日までに開業又は改修工事等が完了予定の事業で、以後5年以上10年以内で継続して実施する予定である者であること。（ただし、契約期間終了後の契約更新を妨げるものではない。）

(9) 個人にあっては、事業期間中において市内に住所を有する予定である者であること。

(10) 許認可等が必要な事業については、許認可等を既に受けている、又は事業開始までに受ける予定である者であること。

(11) 募集要項の5.助成措置を活用する場合、現に津久見商工会議所の会員でない者については、事業開始後に津久見商工会議所の会員となることを予定している者であること。

(12) 各提出期限までに参加表明書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、本市が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。

4. プロポーザルへの参加及び関係書類の提出

「3. プロポーザルへの参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する者は、下記により、関係書類を提出するものとする。関係書類の提出は、メール、持参又は郵送とする。

(1) 参加表明書（様式－1）
(2) 応募申込書（様式－2）
(3) 事業計画書（様式自由）
(4) 提案事業者の会社概要等（様式自由、個人の新規創業等の場合は、これまでの経歴・実績等）
(5) 住民票（法人の場合は、履歴事項全部証明書）
(6) 滞納が無いことの証明（国税、県税、市税等）

※提出先
〒879-2435
大分県津久見市宮本町20番15号
津久見市商工観光・定住推進課（津久見市役所２階）
※（1）の提出期限　令和7年6月27日（金）17時までにメール送付すること。
※（2）～（6）の提出期限　令和7年7月11日（金）17時必着
宅配便等受取が確認できる方法で7部提出すること。(2) は1部を押印し、6部を複写すること。

5. 審査方法及びスケジュール等

「(元)社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者選定における公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づいた審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(1) 審査の基準点

基準点は、審査員の総得点の7割以上とする。

(2) 審査方法（ヒアリング審査）

審査委員会によるヒアリング審査を行い、その結果において、(1) の基準点を満たし、最も得点の高かった者を優先交渉権者として選定し、書面にて通知するものとする。また、総得点が基準を満たし、かつ、同得点の事業者が複数の場合

は、審査委員会の協議において、1の事業者を選定するものとする。なお、審査の結果において、基準を満たしていない場合は、何れの提案事業者も選定しないこととする。

ア　審査（ヒアリング審査）の実施方法

（ア）１事業者あたり 40 分（説明 20 分以内、質疑 20 分程度）を予定

（イ）説明者は、原則として責任者に当たる者とする。

（ウ）プレゼンテーションの出席者は、3 名以内（パソコン操作含む。）とする。

（エ）プレゼンテーションは、提案者が提出した事業計画書（自由様式）について説明することとし、スクリーン等に投影して説明することもできる。

（オ）プレゼンテーションを行う際のパソコン等の機器は、各自で用意するものとする。ただし、スクリーン及びプロジェクターは、津久見市が用意することも可能なので、使用する場合は事前に申し出ること。

（カ）提出された提案書及びプレゼンテーション等審査の内容については、非公開とする。

(4) 事業者の決定

津久見市は、(3) の審査結果を踏まえ事業者を決定し、書面にて通知する。ただし、審査結果が (1) の基準（審査員の総得点の 7 割以上）を満たしていない場合は、事業者の決定を行なわない。

(5) 事業者選定のスケジュール

令和 7 年 6 月 13 日（金）17 時　見学会の受付期限（メール又は電話受付）

※見学会は、事業者と日程調整し随時実施

令和 7 年 6 月 20 日（金）17 時　質問の受付期限（メール受付）

令和 7 年 6 月 24 日（火）質問に対する回答（津久見市 HP にて公開）

令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時　参加表明書の受付期限（メール受付）

令和 7 年 7 月 11 日（金）17 時　(4.（2）～（6)）提出期限

※宅配便等受取が確認できる方法で 7 部提出。応募申込書（様式－2）は、1 部を押印し 6 部を複写

令和 7 年 8 月上旬予定　　　　ヒアリング審査及び審査結果通知

6. 募集要項等に関する質問

(1) 募集要項等に不明な点がある場合は、質問受付期限までに、質問書（様式－3) により、問い合わせることとする。なお、受付期限以降の質問は、受け付けない。

(2) 回答は、令和 7 年 6 月 24 日（火）に、津久見市 HP にて公開する。

(3) 質問者の名称については公表しない。

(4) 審査に関する質問には応じない。

7. 事業計画書作成要領及び評価基準等

(1) 事業計画書の構成、評価基準等

事業計画の評価項目、要求条件、配点、評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	要求条件	得点配分	評価基準
事業計画書			
1. 基本方針	事業の基本方針	２０	●事業者として提案事業に対する考え方や方針等が妥当と思われるか。 ●貸付条件に基づいた提案であり、施設の有効活用が図られると思われるか。 ●事業の実施体制は十分と思われるか。
2. 事業内容	事業（業務）の具体的な内容	４０	●事業に対し、魅力や期待感が抱かれるか。 ●事業が、新たな雇用創出、観光産業の育成、教育の振興、福祉・子育て支援、市中心部の活性化など複合的な効果が期待される事業と思われるか。
3. 経営計画	年次的な事業計画と経営計画（収支見込・資金調達等）	４０	●事業計画に、妥当性、実現性、継続性があると思われるか。 ●過去 3 か年の決算及び今後 3 か年の経営計画（収支見込・資金調達等）に、妥当性、実現性、継続性があると思われるか。 ●安定した経営・運営、発展性、相乗効果等、将来性に期待できる経営計画と思われるか。
合　計		１００	※審査基準点　7 割以上

※得点配分 20 点の場合、優良:20 点、優:16 点、良:12 点、可:4 点、不可:0 点の 5 段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。配点基準は下表のとおりとする。

得点配分	配　点　基　準
優良	評価基準の「●」の全てに十分適合していると思われる。
優	評価基準の「●」の全てに概ね適合していると思われる。
良	各評価基準の「●」の２項目に適合しているが、その他は不適合と思われる。
可	各評価基準の「●」の１項目に適合しているが、その他は不適合と思われる。
不可	評価基準の「●」の全てに不適合と思われる。

(2) 事業計画書作成上の留意点

ア　上記評価項目に従い、各評価項目を目次として、それぞれの要求条件に基づき事業計画書を作成すること。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を評価基準等に沿って細分化し目次立てすることは差し支えない。

イ　事業計画書は、難解な専門用語には注釈を付すなど、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

ウ　特に、2．事業内容については、アピールポイントや特筆する部分を効果的に記載していただきたい。

エ　経営計画については、原則として、令和 6 年度以前の 3 か年の決算状況（ただし、創業 3 年未満の事業者は創業から令和 6 年度まで、新規事業者は記載の必要なし。）及び令和8年度以後3か年の収支見込・資金調達等を記載すること。募集要項 5. 助成措置を含め、国、県、その他の機関等からの補助金等の受領が想定される場合は、それらを加え的確に記載すること。

(3) 事業計画書様式、提出部数

事業計画書は自由様式とする。なお、A4 判で作成するものとし 20 ページ以内（両面印刷の場合は A4 版 10 枚、提案事業者の会社概要等は含めない。）とする。

添付資料を含めて綴じ込んだ 1 式を 7 部提出すること。

(4) 事業計画書の取扱い

ア　提出された事業計画書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ　提出のあった事業計画書等は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがある。

ウ　提出された応募書類は、返却しない。

エ　事業計画書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ　事業計画書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が負う。

8. 注意事項

(1) 提案に関する費用は全て提案者の負担とする。

(2) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式－4）を提出するものとする。

(3) 募集要項 5. 助成措置については、補助金の対象外となる経費等もあるので十分留意すること。

(4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、津久見市情報公開条例（平成 11 年条例第 22 号）に基づき、提出書類等の公開について判断するものとする。

問合せ先
〒879-2435　大分県津久見市宮本町 20 番 15 号
津久見市商工観光・定住推進課　商工観光班
電話　　0972－82－9542（直通）
Fax　　0972－82－9520
Ｅ－mail：tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp